

2010年5月26日

日本弁護士連合会

会長 宇都宮 健児 様

全国犯罪被害者の会(あすの会)

代表幹事 岡 村



再度のご質問

貴会5月18日付書面を拝受しました。

1. ご書面によりますと、3月31日付け貴会質問に当会が回答をしないことを遺憾とされております。

当会は、犯罪被害者の駆け込み寺のように思われ、参加弁護士に対する不満をよく聞かされます。しかし参加人にとっては、参加弁護士は絶対的な存在で、不満を漏らしたことが被害者参加弁護士に知られることを極度におそれております。

犯罪被害者が当会に報告した経緯、理由、傷ついた内容を事件に即して答えよとの貴会の要望に応ずることは、参加人および被害者参加弁護士の特定につながりますから、ご質問の趣旨に沿うような形ではお答えいたしかねます。

2. 犯罪被害者等の訴えを聞いて感することは、受託を受けた弁護士が被害者参加弁護士制度の「選定」と被告人国選弁護人制度の「選任」との法的区別がつかず、被害者参加弁護士でありながら、被告人国選弁護人のように振る舞ったり、「訴訟行為だから弁護士主導でやるべきだ」と考えておられる弁護士もいて、被害者参加制度の趣旨が生かされていないことです。なかには、「参加制度は、裁判所も、検察庁も弁護士会も反対だが、ある団体が無理矢理ねじ込んだものだ。自分も反対だ」と参加人に平然と言い放つ受託弁護士もおりました。

これは長年に亘る貴会の参加制度反対運動が招いた結果だと思います。

3. 「回答を差し控える」とのことですが、もともと、貴会の方から、当会への質問の照会をおきながら、これに関する当会からの質問に対しては真面目に回答しないというのは、誠実な態度ではありません。なぜ、回答を差し控えるのか、その理由を説明してください。